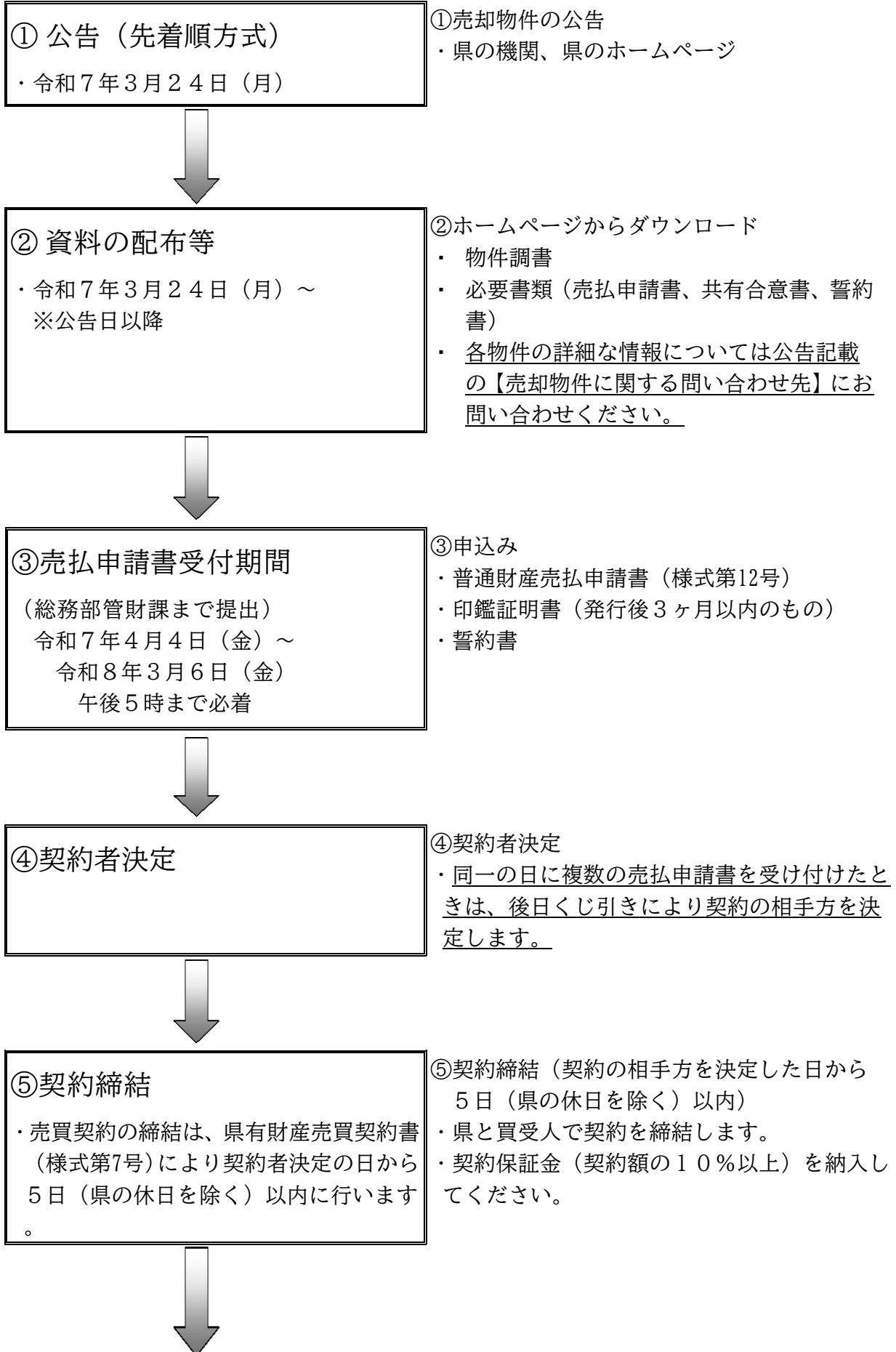


〈先着順方式による売払いの流れ〉



⑥売買代金の支払

契約日から30日以内

⑥売買代金の支払

- ・ 契約時に契約保証金(契約額の10%以上)を支払い、残りを契約締結後30日以内に支払うことになります。

※印紙税等契約に係る費用は落札者の負担となります。

(代金完納後、物件を引き渡します。)



⑦所有権の移転登記

⑦所有権の移転登記

- ・ 登記手続は県が行います。
登記に必要な書類を提出していただきます。
- ※登録免許税等所有権の移転に係る費用は落札者の負担となります。
- ※仲介手数料及び司法書士に対する登記手数料は不要です。